令和８年　東京都

家庭における太陽光発電導入促進事業

（太陽光発電に係るパワーコンディショナ更新）

助成金申請の手引き

Ver1.0

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
電話：03-5990-5217（パワーコンディショナ担当）
（受付時間）　月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
9：00～17：00

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。
本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

«目次»

助成金を申請される皆様へ....1
用語説明....2
«申請手続きの流れ»....3
1.1 事業概要....4
1.2 本事業の実施期間....5
1.3 助成対象者....5
1.4 助成対象機器....6
1.5 助成対象経費....7
1.6 助成金の交付額....7
1.7 助成金交付に係る交付申請....8
1.8 手続代行者....9
1.9 助成金の交付決定....11
2.1 助成金交付の条件....11
2.2 管理、譲渡等の報告等....13
2.3 財産の処分....14
2.4 交付決定の取消し....14
2.5 不正手続等に対する措置....15
2.6 助成金の返還....16
2.7 違約加算金及び延滞金....16
2.8 助成金等の一時停止等....16
2.9 助成事業の経理....17
3.1 調査・指導、助言等....17
3.2 個人情報の取扱い....17
3.3 電子情報処理組織による申請等....18
3.4 電子情報処理組織による通知等....19
4.1 申請書を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください）....20

（参考）関連ホームページのご案内....21

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という）が実施する「家庭における太陽光発電導入促進事業（太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新）」につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

「家庭における太陽光発電導入促進事業（太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新）」に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分にご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

2. 助成対象等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を得なければなりません。なお、公社は必要に応じて助成対象機器の管理状況等について調査することがあります。

3. 公社は、申請者及び手続代行者が、偽りその他不正な手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められた時は、当該関係者に対し相当の間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

公益財団法人　東京都環境公社

【用語説明】

＜助成対象者種別＞

※　『本手引き』では、助成対象者種別を『申請者』と記載します。『実施要綱』『交付要綱』に記載のある『交付申請者』『被交付者』は申請者と同意味といたします。

＜助成対象者種別＞

■所有する対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人。

■その他マンション管理組合の管理者及び管理組合法人。

申請される方は、本手引き及び交付申請の手順書をご確認ください。

【　申請手続きの流れ　】

【　助成金交付要綱第８条　】

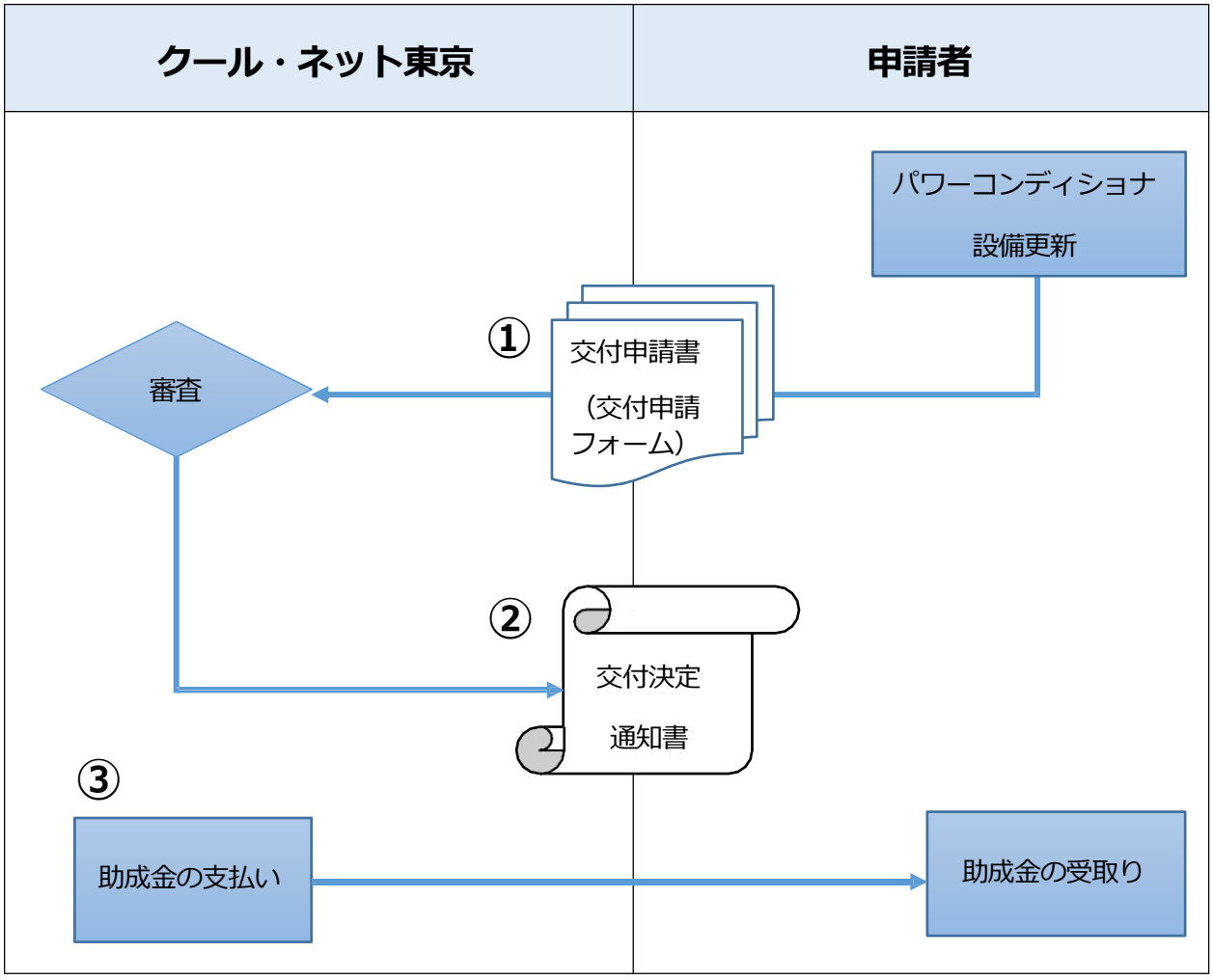

①申請者は助成対象機器を購入、設置後に申請を行ってください。

※　**対象設備の設置日｛＝金融機関発行の証明書等に記載された支払日（支払完了日）｝から 180 日以内に行ってください。**

※　**設置日の定義は、購入の事実を証する書類（金融機関発行の証明書等）に記載された支払日となります。支払日とは、工事請負代金の全額が当該工事請負業者（施工業者等）に支払われた日、又は、支払委託契約又は個別クレジットを利用する場合は、クレジット会社等が立替払いする日になります。（交付要綱第２条２）**

※　申請書作成日ではなく、申請書受付日が基準になります。

②公社で交付申請書を審査し、申請者ご本人宛に交付決定通知書を送付します。

③交付決定通知書が届いてから 約１か月程度で、公社より助成金を申請時の振込先へお振込みします。支払日の連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

1.1　事業概要

《家庭における太陽光発電導入促進事業（太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新》

家庭における太陽光発電導入促進事業（太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新）（以下「本事業」という）とは、公社が令和 5 年度から令和 11 年度において、都内の住宅にすでに設置している太陽光発電を継続して使用するために、当該対象機器を更新した個人、法人又は管理組合に対して、その経費の一部を助成することにより、太陽光発電による電気の自家消費の増大、家庭における非常時のエネルギー自立性の向上を目的とするものです。

この事業の実施については、「家庭における太陽光発電導入促進事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）及び「家庭における太陽光発電導入促進事業助成金交付要綱（太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新）（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについても必ずご一読いただき、その内容を十分に理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》

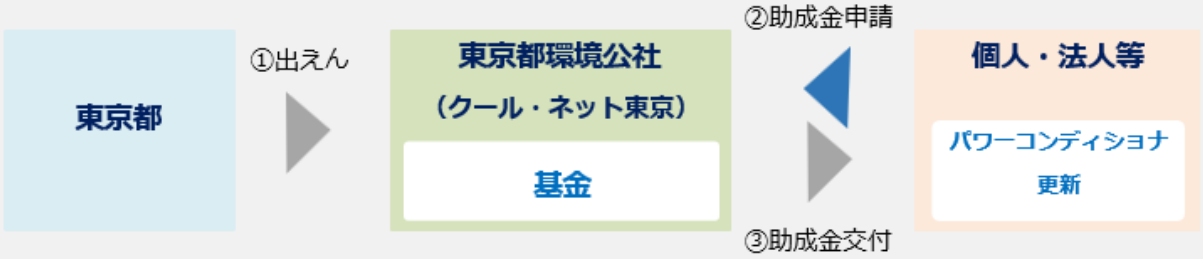

○都の出えん金による基金造成
都は、本事業の原資を公益財団法人東京都環境公社に出えんし、 公社は、この出えん金により基金を造成します。
○基金を活用した助成事業
公社は、基金を原資として、都内に助成対象となるパワーコンディショナを設置された方に対して、その経費の一部を助成します。

1.2　本事業の実施期間（交付要綱第４条、第８条参照）

助成金の交付申請の募集は、令和５年度から令和 10 年度まで、助成金の交付は令和５年度から令和 11 年度まで行います。詳しいスケジュールは下記のとおりです。

令和８年６月30日　　**令和９年３月31日**　　**令和11年３月30日**

※年度ごとに行う予算要求の状況に応じて、終期は変更となります。

※**申請は設置｛＝金融機関発行の証明書等に記載された支払日（支払完了日）｝から 180 日以内**に行ってください。

1.3　助成対象者（交付要綱第３条参照）

本助成金の交付対象となる申請者は、公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる機器（以下「対象機器」という。）を所有する、次の者になります。

■所有する対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人。

■その他マンション管理組合の管理者及び管理組合法人。

なお、国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

＊　東京都以外にお住まいの方であっても、都内に対象機器を設置する場合は、申請可能です。

＊　対象機器から供給される電力等を使用する住宅において、当該申請者以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている必要があります。

＊　対象機器について、当該機器により供給された電力等が使用される住宅（以下「助成対象住宅」という。）の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 25 条第１項の管理者又は同法第 47 条第２項の管理組合法人が対象者となります。

＊　賃貸住宅オーナーが対象機器を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合など、申請者と電力需給契約者は異なっても構いません。ただし、この場合は、対象機器を所有している賃貸オーナーが、申請してください。

＊　税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者である必要があります。

＊　対象機器を更新設置する方は、新耐震基準等による建物の強度や設置場所、メンテナンスの時期等について、設置業者から十分な説明を受けてください。

1.4　助成対象機器（交付要綱第３条、第４条参照）

対象機器は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定に当たっては「2.1 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

（対象機器に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合は併給できませんのでご確認ください。）

●パワーコンディショナ

ア　未使用品であること。

イ　都内の住宅に既に設置されている太陽光発電システムを構成するものであって、当該システムを継続して利用するために更新されるものであること。

ウ　パワーコンディショナと接続する太陽光モジュールが、次のいずれかであること。

①JETPVm認証を受けたもの

②JETPVm 認証を受けたものと同等以上であること

③IECEE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関より認証を受けたもの

※ただし、太陽光発電システム設置当時に有効期限内であれば可

※認証の有無については、各メーカーにお問合せください。

エ　対象機器から供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用されていること。

オ　都内の住宅に更新設置された機器であること。

カ　購入の事実を証する書類（金融機関発行の証明書等）に記載された支払日（支払完了日）が、次の日付のものであること

・交付申請の受付日が、助成対象機器を設置した日から 180 日以内であること。

・令和５（2023）年１月 31 日から令和 11（2029）年３月 30 日までのものであること。

※設置日の定義は、購入の事実を証する書類（金融機関発行の証明書等）に記載された支払日となります。支払日とは、工事請負代金の全額が当該工事請負業者（施工業者等）に支払われた日、又は、支払委託契約又は個別クレジットを利用する場合は、クレジット会社等が立替払いする日になります。（交付要綱第２条２）

＊ 法人が所有、管理する住宅（賃貸住宅、社宅等）の居住の用に供する部分に対象機器から供給される電力を使用する場合も対象となります。

＊ パワーコンディショナを電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物に設置し、電力を住宅の居住の用に供する部分へ引き込む場合は、助成対象となります。

＊ 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される電力を使用する場合は、住宅の居住の用に供する部分で電力が使用されていないため、対象となりません。

＊ 対象機器を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々にその旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。

1.5　助成対象経費（交付要綱第６条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

●パワーコンディショナ

機器費及び工事費（設備機器の更新に要する費用。消費税除く。）

＊ 以下の支払方法は認められません。

相殺、ファクタリング（債権譲渡）、現金の手渡し

本申請について、原則、助成額をキャッシュバック等に利用しないでください。

契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、交付申請を行ってください。

パワーコンディショナ更新工事の契約時にキャッシュバック（商品券・還元ポイントを含む）キャンペーン等がある場合は、その金額を助成対象経費から除くものとします。

なお、抽選となる場合は、抽選結果確定後に交付申請の手続きを行ってください。

キャッシュバック等（ポイント還元含む）を利用する場合は、助成対象経費から相当分を差し引いてください。

「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金（工事実績のホームページ掲載に関する謝礼等）等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とするものです。

1.6　助成金の交付額（交付要綱第７条参照）

本助成金の交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とします。

●パワーコンディショナ

助成対象経費の２分の１

※ただし、１台当たりの上限額は 10 万円

●リフォーム瑕疵保険（加入は任意）

１契約あたり 7,000 円

・設置時に新規加入すること

・保険加入者は申請者と工事請負契約を締結している事業者であること

※他事業と同一契約の場合は、重複して申請できません

助成金交付申請書（交付申請フォーム）に記載されている＜誓約事項＞を必ず確認してください。

1.7　助成金交付に係る交付申請（交付要綱第８条参照）

（１）　助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「交付申請者」という。）は、助成金交付申請書（第１号様式）及び交付申請の手順書に記載の書類を電子申請を利用して提出してください。

（２）　提出方法

・交付申請は**ホームページの電子申請フォームから行ってください。**

画面の指示に従い必要事項を入力の上、提出書類を添付してフォームを送信してください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/powerconditioner-adiabatic-solar/r8/

（３）　申請受付期間

・今年度（令和８年）の本助成金の交付申請は、以下の日までに行ってください。

令和８（2026）年６月 30 日から令和９（2027）年３月 31 日（当日 17：00 まで）

※申請は設置｛＝金融機関発行の証明書等に記載された支払日（支払完了日）｝から 180 日以内に行ってください。

※公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、抽選を行います。

（４）　提出された書類や入力情報に誤りが多い場合は、審査期間が長くなります。また、公社より提出書類の不備について、修正を求めた日の翌日（修正を求めた日が複数存在する場合は、最初の修正を求めた日）から起算して 180 日以内に修正を行わないときは、その申請を撤回されたものとし、助成対象外とさせていただきます。

※　**交付申請の提出時点で、提出書類・入力内容ともに正しい内容で申請していただく必要があります。交付申請後、公社に承認を得ることなく提出書類や入力内容の訂正をすることは認めておりません。**

※　**設置日の定義は、購入の事実を証する書類（金融機関発行の証明書等）に記載された支払日（支払完了日）をいいます（交付要綱第２条２）。**

1.8　手続代行者（交付要綱第 10 条、第 11 条参照）

助成対象者は、本手引き８ページ「1.7 助成金交付に係る交付申請」による助成金の交付申請に係る手続きの代行を、手続代行者に対して依頼することができます。助成金の交付申請書に係る手続きの代行を行うものは、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

＊ 手続代行者は、第３条第２項各号に該当しないものでなければなりません。
＊ 施工業者は、第３条第２項第五号に該当しないものでなければなりません。
＊ 手続代行者は、事業の円滑な推進のため、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者にその内容を誤りのないよう説明するとともに、申請者及び公社との連携を図るようお願いします。
　また、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上ですべての手続きを実施しなければなりません。
＊ 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める手続を遅滞なく行うとともに、公社からの内容確認等に対し、指定される期限までに回答をお願いします。
＊ 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。手続代行者は、この調査に協力しなければいけません。
＊ 手続代行者は、従業員等（本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。）に対して、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件について、周知徹底するとともに、指揮監督を行わなければなりません。

手続代行者への申請手数料等については、金額・内訳等を両者で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、手続代行者が同手続きによって報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

手続代行者への依頼は、申請者自身の責任となりますので、手続代行者とのトラブルの仲介・ご相談については公社では一切お受けすることができません。

また、処分制限期間として、助成金で取得した太陽光発電システムは設置日から６年間は適切に管理する義務があります。

この期間での申請者情報の変更があった場合や取得財産の処分（貸付・譲渡・交換・債務の担保・廃棄等）を行う場合はあらかじめ公社へ申請が必要となります。助成金取得後の手続きについて手続代行者が行わない場合は、申請者へ手続きの引継ぎをしてください。

【必要な許可等について】

太陽光発電システムを設置する請負業者は、次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けてください。

・建設業法では、税込 500 万円以上（建築一式工事にあっては、税込 1,500 万円以上）の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込 500 万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反になります。

（建設一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合は、請負代金の額にかかわらず、許可は不要）

なお、一つの工事を２以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の額の合計が税込 500 万円以上となる場合は、建設業の許可が必要です。

（工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。）

・電気工事業法により、契約額にかかわらず、自社で施工する場合は自社、別の事業者等に施工をさせる場合は、当該事業者において、電気工事業登録をしている必要があります。

<参考（外部サイト）>：

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_shidou/gyosya_shido/kensetsu

※必要な許可等を得ているか確認するために公社が追加書類の提出を求めた場合、申請者もしくは手続代行者はこれに応じなければなりません。

【行政書士法について】

行政書士でない者が、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業として行うことは法律で禁止されています。（法律に別段の定めがある場合を除く。）

1.9　助成金の交付決定（交付要綱第 12 条、第 14 条参照）

公社は、本手引き 8 ページ「1.7 助成金交付に係る交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、申請者に対し助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）を送付し、助成金を支払います。

＊ 申請内容に関する調査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、申請者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。

＊ 送付先は、原則申請者宛となります。

＊ 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、不交付決定通知の受領日の翌日から起算して 14 日以内に、申請の撤回をすることができます。（第 4 号様式。助成金交付要綱第 14 条参照）一度申請を撤回した対象機器については、再申請はできませんのでご了承ください。

2.1　助成金交付の条件（交付要綱第 13 条、第 15 条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱を参照してください。

（1）助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、申請者に対して、公社が求めた場合には、対象機器の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

（2）助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守していただきます。

（3）公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力してください。

（4）公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に提供してください。なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

（5）申請者は、交付要綱並びに助成金の手引きの内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第 2 項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（太陽光発電システム）を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

（６）本助成金に申請した助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等に申請できません。

（７）助成事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

（８）申請者は、本事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。

（９）申請者は、本事業の実施後、その成果を都又は公社の事業において活用することについて、都又は公社から協力の依頼があった場合には、当該協力依頼に応じなければなりません。

独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が 50%を超える法人にあっては、前項に掲げるもののほか、本事業及びその他住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について、都又は公社から要請があった場合には、実施しなければなりません。

公社は本助成金の交付決定に当たり、上記に記載するもののほか、申請者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとします。

2.2　管理、譲渡等の報告等（交付決定要綱第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条）

助成金受給後、下記に該当する場合は、公社ホームページの『変更申請フォーム』より手続きが必要です。

・申請者情報の変更に伴う届出

申請者は、助成金受領後、個人にあっては氏名、住所を、法人及び管理組合にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに公社ホームページの変更フォームより被交付者情報の変更届出書（第５号様式）を提出してください。

・一般承継による申請者の地位の承継

処分制限期間内に、相続、法人の合併、分割により地位を継続して保持しようとする者（一般承継事業者）は、公社ホームページの『変更申請フォーム』より一般承継による被交付者の地位承継届出書（第６号様式）を公社へ提出しなければなりません。

なお、地位を辞退する場合には、一般承継による被交付者の地位承継辞退申請書（第７号様式）を公社へ提出してください。

・契約等による申請者の地位の承継

処分制限期間内に、申請者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により申請者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに公社ホームページの『変更申請フォーム』より契約等による被交付者の地位承継承認申請書（第８号様式）を公社に提出してください。

※申請者は、太陽光発電システムの所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

＊ 対象機器の処分制限期間は以下のとおりです。

・パワーコンディショナ（６年）

2.3　財産の処分（交付要綱第 20 条参照）

申請者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

申請者は、公社の承認を受けないで、対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはなりません。ただし、処分制限期間を経過した場合はこの限りではありません。

申請者は、処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第 10 号様式）を、公社に提出するものとします。

公社は、交付決定に基づき本助成金が支払われる前において、前項の申請を受けた場合は、処分を承認し、速やかに申請者に承認を通知いたします。

公社は、交付決定に基づき本助成金が支払われた後において、申請を受けたときは、申請者に対し、算出金を請求いたします。申請者は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

公社は、申請者から算出金が納付されたときは、処分を承認し、速やかに申請者に承認を通知するものとします。

2.4　交付決定の取消し（交付要綱第 21 条参照）

公社は、申請者が次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消すことができます。なお、公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに申請者に通知するものとします。

（１）　偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき

（２）　助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき

（３）　本交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき

2.5　不正手続等に対する措置（交付要綱第 21 条の 2 参照）

申請者、手続代行者又は施工業者が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、申請者、手続代行者又は施工業者に対し、次の措置を行います。なお、申請者から業務を受託した手続代行者又は施工業者が不正手続き等を行った場合は、申請者も共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用します。

（1） 第 12 条第 2 項の規定による本助成金の不交付の決定、前条第 1 項の規定による交付決定の取消し、次条第 1 項の規定による本助成金の返還の請求、第 23 条第 1 項の規定による違約加算金の納付の請求及び第 24 条第 1 項の規定による延滞金の納付の請求

（2） 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、申請者、手続代行者又は施工業者を対象外とすること

（3） 氏名又は名称及び不正内容を公表すること

具体的な不正行為

領収金額の割増、契約日及び支払日の修正、証憑の改ざん等

公社は、手続代行者が前条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合においても、当該手続代行者に対し、上記の措置を講じることができるものとします。

2.6　助成金の返還（交付要綱第 22 条参照）

公社は、申請者、手続代行者又は施工業者に対し、取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該申請者に対し、期限を定めて、当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとします。

公社は、助成金の支払い後、助成金の交付額が、実施要綱第４　４及び交付要綱第７条に定める額を超えたことが判明した場合は、申請者に対し、期限を定めて、超過した額の返還を請求するものとします。

申請者は、助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。

この規定は、次項の規定による違約加算金及び延滞金を請求した場合に準用します。

2.7　違約加算金及び延滞金（交付要綱第 23 条、第 24 条参照）

公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、申請者、手続代行者又は施工業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。

申請者、手続代行者又は施工業者は、違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

公社は、申請者、手続代行者又は施工業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、申請者、手続代行者又は施工業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該請求を受けた者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。

申請者、手続代行者又は施工業者は、延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.8　助成金等の一時停止等（交付要綱第 25 条参照）

公社は、申請者、手続代行者又は施工業者に対し、本助成金の返還を請求し、申請者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

公社は、第 21 条の２第１項に規定する措置を講じたものであって、同項第２号に規定する一定の期間を経過した後に本事業の適切な遂行を確保できないと認めるものについて、氏名又は名称を公表するとともに、同種の事務又は事業について、申請者、手続代行者又は施工業者の対象外とすることができるものとします。

2.9　助成事業の経理（交付要綱第 26 条参照）

申請者、手続代行者又は施工業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければなりません。

申請者は、前項の書類について、第８条第１項に規定する助成金交付申請書を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間を経過するまでの期間保存しておかなければなりません。ただし、天災地変その他申請者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りではありません。

3.1　調査・指導、助言等（交付要綱第 27、第 28 条参照）

公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、申請者、手続代行者又は施工業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成対象機器が設置されている住宅等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができます。

申請者、手続代行者又は施工業者は、上記の報告の徴収、助成対象機器が設置されている住宅等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならず、関係者への質問を妨げてはいけません。

また、公社は、本事業の適切な執行のため、申請者、手続代行者又は施工業者に対し必要な指導及び助言を行うことができます。

3.2　個人情報の取扱い（交付要綱第 29 条参照）

1　公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下「個人情報等」という。）について、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために東京都へ提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項に使用します。 なお、申請者には、事前申込及び法人の場合におけるその他の役員・従業者等を含みます。

一　本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行のため

二　公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合のため

三　国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認のため

四　助成金制度に関する統計分析、その結果を活用した制度改善及び新規事業の企画のため

五　東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策に活用するため

六　東京都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等に関する情報提供のため

2　公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理します。

3　申請者は、第１項から第２項に定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する個人情報の取扱いに関する同意書（誓約書）により同意するものとします。

4　本項に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従います。

5　公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しません。

6　公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、申請者等が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を、国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

7　本事業により取得した個人情報は、東京都が構築した生成 AI プラットフォーム（以下「生成 AI プラットフォーム」という。）を活用した審査に使用する場合があります。この場合は、以下の措置を講じます。

一　生成 AI プラットフォームを使用し、個人情報が AI の学習に利用されないようにします。

二　AI による審査結果は参考情報として取り扱い、最終的な判断は公社職員が行います。

三　生成 AI プラットフォームの提供元である東京都及び一般財団法人 GovTech 東京に個人情報を提供する場合があります。

3.3　電子情報処理組織による申請等（交付要綱第 30 条参照）

次の各号に掲げる本事業に係る手続きについては、公社が指定する電子情報処理組織（オンライン申請システム）を使用する方法により行うことができます。

一　第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付の申請

二　第 10 条第 1 項の規定に基づく手続代行者による交付の申請

三　第 14 条第 1 項の規定に基づく助成金交付申請の撤回の届出

四　第 16 条の規定に基づく被交付者情報の変更の届出

五　第 17 条第 1 項の規定に基づく一般承継による被交付者の地位承継の届出

六　第 17 条第 2 項の規定に基づく一般承継による被交付者の地位承継辞退の届出

七　第 18 条第 1 項の規定に基づく契約等による被交付者の地位承継の承認申請

八　第 20 条第 2 項の規定に基づく取得財産等の処分の承認の申請

2　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

3.4　電子情報処理組織による通知等（交付要綱第 31 条参照）

各号に掲げる本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができます。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を公社が指定する表示をする場合に限ります。

なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができます。

一　第 12 条第 2 項の規定に基づく本助成金の交付決定又は不交付決定に関する通知

二　第 15 条の規定に基づく事情変更による交付決定の取消し等に関する通知

三　第 17 条第 3 項又は第 6 項の規定に基づく一般承継による被交付者の地位承継辞退の届出

四　第 18 条第 2 項の規定に基づく契約等による被交付者の地位承継の承認又は不承認に関する通知

五　第 20 条第 3 項又は第 6 項の規定に基づく取得財産等の処分の承認に関する通知及び同条第 4 項の規定に基づく算出金の請求に関する通知

六　第 21 条第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しに関する通知

七　第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく本助成金の返還請求に関する通知

八　第 23 条第 1 項の規定に基づく違約加算金の請求に関する通知

九　第 24 条第 1 項の規定に基づく延滞金の請求に関する通知

2　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。

3　通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等をすることが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

4.1　申請書を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください）

申請書類及び添付書類（別紙「交付申請の手順書」参照）の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

＊ 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。

＊ 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

＊ 添付書類についての詳細は別紙「交付申請の手順書」をご参照ください。

（参考）関連ホームページのご案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/powerconditioner-adiabatic-solar/r8/

家庭における太陽光発電導入促進事業

（太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新）

助成金申請の手引き

□発行・編集　　令和８年６月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817　東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階

電話　03-5990-5217

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00